

■ 今後施行される主な法改正等（予定を含む）

○：必要

2023.8.25現在

	施行日		項目	概要	就業規則 見直し	根拠法・関連法
	大企業	中小				
1	2023.9月上旬予定		精神障害の労災認定	・カスタマーハラスメント等の追加 ・心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充 (パワーハラスメントの6類型すべての具体例の明記等)	－	通達が発出
2	2023.12予定		安全運転管理者による アルコールチェック	・アルコール検知器によるアルコールチェックの義務化	－	道路交通法施行規則
3	2024.4		時間外労働の限度基準の見直し	・【建設業・自動車運転業務・医師等】限度基準適用除外の廃止	－	労働基準法
4	2024.4		拘束時間・休息期間の変更	・【トラック・バス・タクシー運転者】拘束時間・休息期間の変更	－	自動車運転者の労働時間等の 改善のための基準
5	2024.4		障害者雇用の実雇用率算定特例	・短時間労働者（週10時間以上20時間未満の重度身体障害者、 重度知的障害者および精神障害者）の実雇用率に算定する特例	－	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律等の一部を改正する法律
6	2024.4		障害者法定雇用率の見直し	・障害者法定雇用率を2.5%に引き上げ	－	障害者雇用促進法
7	2024.4		有期労働契約の締結、更新及び 雇止めに関する基準の改正	・通算契約期間・有期労働契約の更新回数について、上限を定めたり、 引き下げたりしようとするときの理由の事前説明	－	有期労働契約の締結、更新及び 雇止めに関する基準
8	2024.4		労働契約関係の明確化・ 無期転換ルールの見直し	・労働条件の明示事項に、通算契約期間・有期労働契約の更新回数の 上限、就業場所・業務の変更の範囲を追加 ・無期転換申込権が発生する場合、労働条件の明示事項に、無期転換 申込機会と無期転換後の労働条件を追加	－	労働基準法施行規則
9	2024.4		労働者募集時の明示事項	・募集時の明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲、有期契約の更新 基準、通算契約期間・有期労働契約の更新回数の上限を追加	－	職業安定法施行規則
10	2024.4		裁量労働制の変更	・裁量労働制の対象者の要件変更、手続き変更、報告期間変更、 健康福祉確保措置導入、苦情処理措置導入等	導入している/ する場合 ○	労働基準法施行規則
11	2024.4		障害者雇用調整金等の 支給額調整	・年120人（月10人）までは、29,000円、年120人（月10人）を 超える人数分から23,000円、報奨金についても支給調整	－	障害者の雇用の促進等に 関する法律施行令
12	－	2024.10	社会保険の適用拡大	・社会保険加入（週20時間基準）の51人以上従業員規模への拡大	－	健康保険法/厚生年金保険法
13	2024秋までに施行		健康保険証の廃止	・マイナンバーカードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止 ・資格確認証書の発行	－	マイナンバー法
14	2024秋までに施行		フリーランスに対する保護	・フリーランス・特定受託事業者について取引の適正化、就業環境の整備	－	フリーランス・事業者間取引適正化等法
15	2025.1予定		労働者死傷病報告等の電子化	・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告書等の電子申請の 原則義務化	－	労働安全衛生規則
16	2025.4		高年齢雇用継続給付の引き下げ	・高年齢雇用継続給付の給付率を10%に縮小	－	雇用保険法
17	2025.4		障害者雇用における除外率	・障害者雇用における除外率の引き下げ	－	障害者雇用促進法
18	2026.7		障害者法定雇用率の見直し	・障害者法定雇用率を2.7%に引き上げ	－	障害者雇用促進法

